

一部ユニット型施設について (参考資料)

従来型とユニット型の混合施設の概要(指定済み)

番号	都道府 県名	施設区分		指定年度	従来型(多床室)		従来型(個室)		個室ユニット型					従来型とユニット型の職員の配置 状況
		特養	老健		定員	介護職員 看護職員	定員	介護職員 看護職員	定員	ユニット数	介護職員・看護職員 (うちユニットリーダー)	配置基準	ユニットケア の実態(自治 体の判断)	
1	茨城県		○	H19	48	22 8	12	多床室 と兼務	20	2	9 (2)	1:2.2	○	別々に固定して配置
2	茨城県		○	H20	20	10 2	-	-	60	6	37 (6)	1:1.6	○	別々に固定して配置(一定期間ご とにローテーションを実施)
3	茨城県		○	H21	80	26 9	-	-	20	2	10 (2)	1:2.0	○	別々に固定して配置
4	茨城県		○	H22	56	19 11	4	多床室 と兼務	40	4	26 (4)	1:1.5	○	別々に固定して配置
5	茨城県		○	H22	40	14 7	20	多床室 と兼務	40	4	14 (4)	1:2.9	○	ユニットリーダーは固定、その他の 職員はローテーション
6	群馬県	○		H21	20	10 1	-	-	40	4	25.3 (4)	1:1.6	○	別々に固定して配置
7	埼玉県	○		H18	28	11.6 1	-	-	72	7	41.3 (7)	1:1.7	○	別々に固定して配置
8	埼玉県	○		H20	20	15 1	-	-	80	8	35 (8)	1:2.3	○	別々に固定して配置
9	埼玉県	○		H20	31	12.6 2	-	-	36	4	18.2 (4)	1:2.0	○	別々に固定して配置
10	埼玉県	○		H20	16	7.3 0.6	-	-	60	6	28.7 (6)	1:2.1	○	別々に固定して配置
11	埼玉県	○		H21	50	20 3	-	-	100	10	75 (10)	1:1.3	○	別々に固定して配置

従来型とユニット型の混合施設の概要(指定済み)

番号	都道府 県名	施設区分		指定年度	従来型(多床室)		従来型(個室)		個室ユニット型					従来型とユニット型の職員の配置 状況
		特養	老健		定員	介護職員 看護職員	定員	介護職員 看護職員	定員	ユニット数	介護職員・看護職員 (うちユニットリーダー)	配置基準	ユニットケア の実態(自治 体の判断)	
○ 12	埼玉県	○		H22	30	14.1 1.8	-	-	40	4	25.1 (4)	1:1.6	○	別々に固定して配置
○ 13	埼玉県		○	H18	56	14.7 8.1	-	-	39	4	15 (4)	1:2.6	○	別々に固定して配置
○ 14	埼玉県		○	H18	32	10.3 3.6	8		20	2	8.2 (2)	1:2.4	○	別々に固定して配置
○ 15	埼玉県		○	H19	40	21.6 7.1	20		40	4	15.2 (4)	1:2.6	○	別々に固定して配置
○ 16	埼玉県		○	H20	74	39.9 8	36		40	4	20 (4)	1:2.0	○	別々に固定して配置
○ 17	埼玉県		○	H20	60	26.6 7.5	-	-	60	6	30.6 (6)	1:2.0	○	別々に固定して配置
○ 18	埼玉県		○	H21	35	15 3	10		80	8	42 (8)	1:1.9	○	別々に固定して配置
○ 19	埼玉県		○	H21	50	15.8 8.5	10		20	2	8 (2)	1:2.5	○	別々に固定して配置
○ 20	埼玉県		○	H21	40	12.7 6	5		80	8	49 (8)	1:1.6	○	別々に固定して配置
○ 21	埼玉県		○	H21	40	16.3 3.5	-	-	40	4	20.2 (4)	1:2.0	○	別々に固定して配置
○ 22	東京都		○	H19	80	27.6 7.3	-	-	20	2	13.9 (2)	1:1.4	○	別々に固定して配置(一定期間ご とにローテーションを実施)

従来型とユニット型の混合施設の概要(指定済み)

番号	都道府 県名	施設区分		指定年度	従来型(多床室)		従来型(個室)		個室ユニット型					従来型とユニット型の職員の配置 状況
		特養	老健		定員	介護職員 看護職員	定員	介護職員 看護職員	定員	ユニット数	介護職員・看護職員 (うちユニットリーダー)	配置基準	ユニットケア の実態(自治 体の判断)	
23	東京都		○	H19	64	33.6 7	16	多床室 と兼務	20	2	12 (2)	1:1.7	○	別々に固定して配置
24	東京都		○	H22	74	26.2 11	36	多床室 と兼務	40	4	16 (4)	1:2.5	○	別々に固定して配置
25	新潟県		○	H20	48	14 3	2		30	3	21 (3)	1:1.4	○	別々に固定して配置(一定期間ご とにローテーションを実施)
○ 26	静岡県		○	H19	20	9 2	1	多床室 と兼務	99	9	36 (9)	1:2.8	○	勤務表では分けているが、固定は していない
27	静岡県		○	H22	16	6 14	32	多床室 と兼務	10	1	-	-	-	-
28	島根県		○	H20	48	18 6	12		40	4	23 (4)	1:1.7	○	ユニットは固定、ユニットから従来 型への応援有り
○ 29	広島県	○		H20	27	※14 4	1	多床室 と兼務	42	4	17 (4)	1:2.5	○	別々に固定して配置
30	広島県		○	H21	30	7 3	-	-	50	5	22 (5)	1:2.3	○	別々に固定して配置
31	香川県		○	H21	30	7 4	-	-	30	3	15 (3)	1:2.0	○	別々に固定して配置
32	佐賀県	○		H19	15	6 1	-	-	35	4	17 (4)	1:2.1	○	別々に固定して配置
33	大分県		○	H18	42	16 9	6	多床室 と兼務	20	2	13 (2)	1:1.5	○	別々に固定して配置

従来型とユニット型の混合施設の概要(指定済み)

番号	都道府 県名	施設区分		指定年度	従来型(多床室)		従来型(個室)		個室ユニット型					従来型とユニット型の職員の配置 状況
		特養	老健		定員	介護職員 看護職員	定員	介護職員 看護職員	定員	ユニット数	介護職員・看護職員 (うちユニットリーダー)	配置基準	ユニットケア の実態(自治 体の判断)	
34	大分県		○	H19	8	2 1	-	-	17	2	9 (2)	1:1.9	○	固定していない
35	大分県		○	H19	16	8 2	-	-	9	1	8 (1)	1:1.1	○	別々に固定して配置

※ショートステイを兼務